

第六十五号 二〇一九年五月発行

〇発行 全国生活保護裁判連絡会

〇事務局 つくし法律事務所

(〇七五 二四一 二二四四)

第24回生保裁判連総会 兼 交流会・in三重 ご報告!!

第24回となる三重総会が、2018年10月21日三重県津市教育文化会館で開催され、盛会のうちに終えることができました。遅くなりましたが、今号では総会の様子をご報告いたします。

また、2019年の総会は2019年10月19日(土)福島県で開催されます。今からご予約ください。

24回総会の報告

基調講演「未来ある若者に希望の持てる社会保障を」

弁護士 森弘典さん

基調講演は、森弘典さん(弁護士、いこいの森法律事務所)による「未来ある若者に希望の持てる社会保障を」です。日本に住む若者の貧困に着目し、社会保障の現状と、現行の制度における機能不全への対処方法がテーマです。

日本の相対的貧困率は2015年で15.6%と先進国の中でも非常に高い割合となっています。子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)で大人一人の世帯では相対的貧困率が50.8%となっており、半数以上が貧困世帯です。貧困は様々な層に広がっており、格差が拡大している現状は極めて深刻です。若者層でも相対的貧困率が高くなってきたり、日本の若者が「未来に希望を持ってない」生きづらい社会となっていることは、15〜39歳の各年代の死因の第1位が自殺となっていることから裏付けられます。女性や高齢者の相対的貧困率も依然として高い数値です。

その一方で、生活保障制度、社会保障制度は改善ではなく改悪の一途をたどっています。生活保障では2013年の生活扶助基準引き下げ(平均6.5%、最大10%、年670億円)に続き2015年の冬季加算、住宅扶助基準

の引き下げ、2018年の生活扶



助基準、母子加算等の引き下げ(平均1.8%、最大5%年180億円)などが連続して行われています。

また、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(2013年12月5日成立)が「社会保障制度」の本来の意義を弱めて私保険化し、公費負担を減らす方向を顕著に示しており、社会保障制度の所得再分配機能がますます弱められ、社会保障制度の権利性も限りなく薄められている点も強調されました。

森さんは、社会を変えるためにはまず現状を把握することが重要だとした上で、多くの人と連携し「攻めの運動」を行う必要性を強調されます。イギリス、フィンランド、デンマークなどにおける労働運動のあり方が参考になるとのことでした。

特別報告1 四日市インスリン事件の控訴審勝利報告

弁護士 芦葉甫(はじめ)さん



総会への資料提出後の2018年10月11日に控訴審判決が出て、第一審の内容が無事に維持された。

事件は2016年3月、当時62歳の無職男性が生活保護廃止処分を受けた事件。大きな問題点は2点。1点目は求職活

動の状況。前年9月以降、ハローワークには最低でも3回、多い月では9回、平均すると4回以上は行っているし面接も毎月必ず1回以上行っている。

2点目は保護廃止処分のタイミング。処分2日前に企業面接に行っており結果待ちだった。そしてこの事実を担当ケースワーカーは把握していなかった。就労指導員は把握しており、処分を決めるケース診断会議にも出席していたのにその会議でも情報が共有されなかった。

第一審判決の特徴はやはり2点。1点目は裁量権逸脱濫用の論点。4つの要件を挙げている。いわく、①指示の内容相対性、②指示違反に至る経緯、③指示違反の悪質性、④廃止処分によりもたらす被保護世帯の生活困窮の程度。これらを考慮しなければならぬ。

控訴審判決もこの4要件を維持した上で、更に2つ追加した。それが⑤履行可能性、さらに⑥直ちに処分をしなければならぬ必要性・緊急性の2つ。過去の裁判例も少なく、本件のように精緻な規範を定立している裁判例は見当たらない。その意味でも、実務的意義は極めて高い判決と考える。

次なる問題が、国賠法上の違法が認められるかどうか。このハードルはなかなか高いし、2年前の静岡総会でもエイプリルフル訴訟で乗り越えられず非常に悔しいという報告を聞いた記憶が今でも鮮明に覚えているが、ついに乗り越える事に成功した。

その要因として、今回の処分の雑さがあるが、やはりこの判決の取り組みが大きかった。判旨でも実際、エイプリルフル訴訟の控訴審判決が出るんだから、わかっていたはずだろうという事が言及されている。ある事件での奮闘や判決文での前進が、別の事件で実を結ぶことがあることを実感した。

更にもう1点、適正手続違反の問題。正直、裁判所が踏み込んで判断してくるかどうかが疑問に思っていたが、裁量逸脱に加えて、別途この部分も判断してくれた。

根拠条文である生活保護法62条3項を挙げるだけでなく、保護の変更・停止・廃止のうちどれを、どんな理由で選択したのかを書かなければ処分を受けた本人にはわからない。当たり前の話ではあるが、しつかり判断してくれた。一審判決でも、最も重い保護廃止を選択した理由、それから適用の原因となった事実関係を具体的に書きなさい。そこまで求められているんだとの判示だった。この点についても国賠法上の違法が認められた。極めて画期的。

この一審判決が出た後、三重県内で理由附記が甘い処分が出されたケースについて、この判決を持ち出してすぐ解決に至ったという件も聞いている。県庁の中にも弁護士資格を持った方がおり、こういう判決が出るのは非常に有難い、指導がしやすいという声も聞いている。この点についても全国に情報を共有したい。

最後にこの事件の感想。最初は「これで勝たなかったら、他に何に勝つのか」との意気込みで提訴した。しかし第1回口頭弁論期日での原告本人の意見陳述では前夜の特訓の成果空しく、元気の良い演説会が始まってしまい、裁判長の視線が非常に痛いという船出で、ちよつとヒヤヒヤした。しかしずっと生保裁判連メンバー、とりわけ吉永先生から大変有益な助言、情報を受け、良い結果を勝ち取れた。プレッシャーはあったが無事控訴審も勝ってホッとしている。

特別報告2 鈴鹿市事件勝利報告

弁護士 木村夏美さん

0歳の長女と二人で暮らす30代の

シングルマザーが原告の事件です。元交際相手が頻繁に出入りしているとして保護廃止処分が出され、さらに既に支給した生活保護費約20万円も返しなさいという返還決定処分もなされました。

2015年3月に審査請求を経て取消訴訟を提起し、裁判所への執行停止の申立てを行い、直後に三重県知事に対しても執行停止の申立てを行いました。同年4月に裁判所の執行停止が出たときの原告の所持金は5000円を切っていました。即時抗告の棄却決定は翌5月にしました。保護廃止の審査請求も認容裁決となり、さらに返還決定処分も自庁取消となりました。取消訴訟は訴えの利益がないとして却下となりました。

迅速な審理によって救済は図られましたが、すぐに取り消されるような杜撰な廃止処分、返還決定処分はどう考えても違法だとして、2016年の5月に国家賠償請求を出しました。

この事件の争点は、本件廃止処分を行うに当たり、原告が男性と生活しているかについて調査を尽くしたかという点です。原告は男性と一緒に暮らしていないにも関わらず鈴鹿市は一緒に暮らしているとして処分しているわけですが、何故そう判断したのか、判断するに当たって、ちゃんと調査したかということが問題になります。

鈴鹿市は原告の家に男性が出入りしているとか、原告の家の駐車場に男性の車が何度か駐車されているという事実を確認しているものの、男性本人に対して原告との関係を尋ねたり、原告に対しても関係性を質問したり等はしていません。他方、原告は過去にこの男性について事実と少し異なる説明を鈴鹿市にしたことがあります。裁判所は原告にも確かに落ち度は無いとはいえないものの、鈴鹿市は調査義務を尽くしていな

いとして津地裁は2017年11月に慰謝料5万円と5000円の弁護士費用を認める判決を出しました。原告が双方が控訴し、つい先日の9月26日に控訴審の弁論が終結し12月12日に判決言渡し日が指定されました。

名古屋高裁の裁判官は鈴鹿市に対し様々な事柄について説明を求めましたが、鈴鹿市側は説得の出来る説明や反論は出来ていないと思われまます。生活保護関係の過去の裁判例では国賠法上の違法が認められていても、慰謝料の額はとても低いことが多く、5万5000円では原告の受けた大きな精神的被害を慰謝するには安すぎると思います。

基調講演にもありましたが、原告の長女には文字通り未来しかありませんし、原告もまだ若い女性です。この子、このお母さんが希望が持てる社会保障制度に是非なつてほしいと思います。

追記：2018年12月12日名古屋高裁判決は、原告被告双方の控訴をいづれも棄却しました(確定)。

特別報告3 元組員生活保護申請却下事件

弁護士 間光洋さん

元暴力団組員による生活保護申請が却下された事件について報告があった。本件は、Xさんががん治療に専念するため所属していた暴力団を脱退し、静岡市内の福祉事務所に生活保護を申請したところ、未だ暴力団組員であるとの理由で同所長が本件申請を却下したため静岡市を被告として本件申請の却下決定処分を取消しと国家賠償請求を求めて提訴した事案である。Xさんは脱退届出承認書を県警本部に提出していたにもかかわらず、裏付け調査の後に登録が抹消されるという県警のシステムにより、申請時には暴力団組員として登録され

たままであった。平成30年4月26日、静岡地裁は本件処分を違法として取り消したものの、国家賠償請求を棄却する判決を言い渡した。

間弁護士は本事案について以下の問題点を指摘した。第一に、福祉事務所が実質的な調査を尽くさず、県警の情報みに依拠して本件処分を判断している点である。静岡県警は脱退届を受理後直ちに登録を抹消するのではなく、通常5年程度の行動調査等による裏付け後に取り消しを検討するため、県警情報のみ依拠すると誤った判断を招くおそれがある。つまり、裏付け調査期間中に申請すると実際の生活状況を考慮せずに形式的に却下され、申請者が生活できない状況に追い込まれてしまうのである。第二に、福祉事務所が本来あるべき対応をしていない点である。生活実態の詳細な調査に入る前に暴力団組員であると認められる事実がなければ、それを以てま

ずは受給を開始すべきであったろう。本件の審査方法について裁判所は国賠法上の違法ではないと判断しただけであつて、静岡市の対応が適切であつたとお墨付きを与えたわけではない。静岡市だけでなく全国的に同様の状況があり、福祉事務所には申請者の生活保障に對して本来あるべき対応を理解させなければならぬと間弁護士は強調した。

本報告ではXさんのインタビュ映像が流された。インタビュではXさんが暴力団を脱退するまでの経緯、生活保護を申請したきっかけ、申請が却下されたときの気持ちや裁判中の思い等が語られた。Xさんは静岡市に対して、市は県警の情報に頼ることなく、独自の組織で調査したうえで判断すべきだったのではないかと市の対応について疑問を呈した。さらに県警に対しては、暴力団組員であつたというレッテルを張る

ような対応ではなく、組を辞めようとしている人に対しては親身になって支援をしてほしいと要望した。

特別報告4 奈良市通院移送費不支給事件

弁護士 古川雅朗さん

奈良市通院移送費不支給事件について報告があつた。本件は、Hさんが通院する際に支払った移送費の遡及分について支給を申請したところ却下されたため、奈良市を被告として提訴した事案である。

Hさんは受給開始当初より複数の持病があることから、継続していくつかの医療機関に受診しており、通院に伴う移送費が高んで生活が圧迫される状況であつた。生活保護受給が開始された2006年から2013年までの間に計5名のケースワーカーがHさんを担当しており、Hさんは各担当者に通院移送費の支給について相談をしていたものの正確な説明や助言が受けられず、仕方なく保護費の中から工面していた。その後、申請すれば支給されることを支援者から聞き、2013年10月に申請し、同年8月以降の支給が認められた。さらに、奈良市から申請の2か月以前の移動費も支給する旨の文書が発出されたため、さらなる遡及分も支給申請した。ところが奈良市は、文書に示した解釈は誤りであり、2か月以上の遡及はできないとして却下処分を行ったのである。

訴訟上の請求は、①さらなる遡及分の申請却下処分の取消し、②遡及分の移送費支給の義務付け、③奈良市の対応が違法であつたとする国家賠償請求の3点である。奈良地裁において①と②は禁反言の法理を適用することで認容されたが、③は棄却された。原告、被告ともに控訴なく、判決は確定された。Hさんは

裁判中から体調を崩しており、判決が確定した未明に死亡した。

古川弁護士は以下の2点について述べた。まず、本事案は事例判決であつたという点である。本事案で勝訴したのは奈良市が文書を発した後の却下処分であつたため、①と②については禁反言の法理を適用することができたが、文書がなければさらなる遡及分の支給を得ることは困難であつただろうと述べた。次に、いまの法律の枠組みのなかでいかにして具体的な法的根拠を示すべきかという問題意識を挙げた。行政には通院移送費制度を積極的に周知し、かつ個別具体的助言をして申請を促す義務があるはずだが、このような対応は一般的な義務ではないと裁判所は判断した。しかし受給者が医療を受けているか否かは行政側で当然把握できるのであり、申請主義にこだわらず、医療機関までの移送費を積極的に支給するべきではなかったか。古川弁護士は、裁判ではこの点に関する法的根拠を追求できなかったため、今後の課題としたいと語った。

第1分科会

第1分科会は、「生活保護基準のいま」というタイトルのもと、2つの報告に沿って議論がなされました。

まず、名古屋市立大学、桜井啓太准教授から、『最低賃金からみた生活保護引き下げの意味』という報告が行われました。本報告は、最低賃金の規定するミニマムと生活保護の関連に目を向け、生活



保護引き下げに至った経緯を明らかにするものです。

最低賃金は、労働者が生活保護を必要とせず健康で文化的な生活を送れるものである必要がありますが、桜井准教授は、実際の水準算定において偽装が行われていると分析し、この偽装によって不当に低くなっていた最低賃金が生活保護パッシングの引き金になったと報告されました。現在、最低賃金と生活保護の逆転現象は解消していますが、これについても①最低賃金引き上げのみではなく、生活保護引き下げも重なった結果達成できていること②現在もさらに引き下げの動きがあること、を説明し「ワーキングプア状態のまま生活保護から押し出すことが可能になってしまふ」と懸念を示されました。そして、①労働運動等、他の社会運動との連携を図る②生活保護パッシングをパッシングする、といった対抗策を提案されました。

次に、森田基彦弁護士から、『2018年基準引き下げについて』という報告が行われました。

本報告は、実際にどのような検証方法が生活扶助基準の引き下げの根拠になったのか、そしてその検証方法の信頼性がいかに乏しいかを明らかにするものです。

森田弁護士はそれを引き下げの論理を検討する一つの手立てとして基準部会における検証方法に着目し、3点の問題を指摘しました。

第一に、年収第1十分位との比較がそもそも適切なのか疑わしいという問題があるとのこと。これでは非常に少ないモデルケースの検討にとどまり、裏付けが乏しいといえます。また所得格差の広がりによって第1十分位の数値が相対的にますます低くなり、際限ない引き下げにつながる可能性も否めないとい

う問題があります。第二に、回帰分析的手法はケースによって信頼性に差があるが、そうした信頼性の検証までに至っていないという問題があります。第三に、この検証方法における算出は実際の消費金額に基づいており、生活する上で必要な金額に基づいたものではないという問題があります。不況であれば全体的な消費金額が抑制される分、生活扶助基準も引き下げられてしまうこととなります。以上にみたような問題含みの検証を根拠に引き下げが行われることより、相対的貧困ラインを下回る世帯が生じています。

森田弁護士は、全国的な審査請求運動を展開することによって、生活扶助基準の見直しを要求していくことを今後の課題と提案されました。

これらの報告をふまえ、議論の中では「政府が考えるミニマムは、憲法上の権利であるという視点を欠いている」という批判や、経済的・精神的にも苦痛を抱えている当事者の実態を訴える声、そして「当事者の権利行使のみではなく、現状を大きく変える取り組みにも力を入れていかななくてはならない」といった指摘がありました。

【第2分科会】「生活保護制度の運用」

第2分科会では「生活保護制度の運用」をテーマに議論が行われた。

1 特別障害者手当収入認定漏れ63条返還事件(吉永純・花園大学)
まず吉永教授から、特別障害者手当収入認定漏れ・ケース記録改ざん事件についてご報告いただいた。原告が特別障害者手当の受給を開始したが申告しておらず、福祉事務所が生活保護法63条の返還処分を決定した事案で、判決では、福祉事務所の事務処理遅延により原告が領収書等を提出できなかったことや、そ

れによる不利益を原告に負わせるためのケース記録の改ざんがなされていたこと、返還処分による原告世帯の自立阻害について具体的に検討しなかったことを認め、返還処分は取り消された。

返還処分に関し、法63条と法78条のせめぎ合いが生じているという意見があった。また法律論では、被保護者の同意なしに返還義務は発生しないはずだが、生活保護は立替えであるとの意識によってバランス論を重視し、安易に返還処分を決定している可能性があるとの指摘もあった。

2 鈴鹿市保護申請権妨害事件(馬場啓丞弁護士)

次に、馬場弁護士から鈴鹿市保護申請権妨害事件についてご報告いただいた。更生緊急保護委託により自立準備ホームに入居している原告が、平成27年9月3日、福祉事務所に訪問し、申請書と入居申込書等を持参したが、福祉事務所は原告が「生活保護法による保護申請書」等を提出した同年9月26日を保護申請日とした事案で、1審・控訴審ともに原告敗訴となった。

議論では、施設に入居するか否かにより福祉事務所が敷金・礼金を払わずに済むという問題が言及された。保護申請日については、参考として、明らかな申請意思がなくても申請があったとする広島高裁の判断が挙げられた。また、生活保護法と更生緊急保護法のどちらが優先されるかが課題となった。

3 四日市インスリン事件(芦葉甫弁護士)

上記2件の事件について議論した後、芦葉甫弁護士から、四日市インスリン事件についてご報告いただいた。本判決では、行政の有する裁量権の考慮要素として、①処分の根拠となった指示の相当性、②指示違反に至る経緯、③指示違反の悪質

性、④保護の廃止がもたらす被保護世帯の生活の困窮の程度を挙げた上で、これを総合考慮し、原告が求職活動に関する行政の指導・指示に従わなかったとしてなされた当該生活保護廃止処分を裁量権の逸脱又は濫用と判断した。

裁量権の逸脱濫用に関し、控訴審は1審よりさらに判断要素を追加したが、これらの考慮要素は、要件として裁量権の逸脱・濫用の有無を判断すべきであるという主張があった。

4 鈴鹿市国家賠償事件(木村夏美弁護士)

そして、木村弁護士から鈴鹿市国家賠償事件についてご報告いただいた。原告宅に男性が入りしていることを理由とする返還処分が取消しとなったが、慰謝料が原告の被った精神的苦痛と釣り合わない点や、母子家庭が水際作戦によるいじめを受けやすいといった問題が指摘された。

5 奈良市通院移送費不支給事件(古川雅朗弁護士)

最後に、古川弁護士から奈良市通院移送費不支給事件についてご報告いただいた。通院の実態を把握すれば、保護費に通院移送費を原則含むべきだという意見に対し、ケースワーカーは、保護費内に通院移送費がすでに含まれると考える傾向にあると述べられ、法律論からどのように説得するかが課題として残った。

【第3分科会】「私たちが良くする！生活保護」

第三分科会は、3つの報告を受けて、意見交換が行われました。

まずは、三重県内各市町・県福祉の「生活保護のしおり」について、昭和50年から11年間に亘って津市で生活保護のケースワーカーをされていた下井さ

んに報告して頂きました。「25条に基づくことの記入がない」「健康で文的な最低限度の生活保障の内容の説明がない」など、14個のチェック項目別に県内15ヶ所の福祉事務所のしおりの分析結果が解説され、「14日以内の保護について記載されているのは4つの福祉事務所だけであった」など浮き彫りとなった問題点が指摘されました。また、調査結果からわかった地域性にも触れられたうえで、しおりというものは新規相談者に渡されるものであり、福祉の顔であることから、権利義務が記載されるべきだと指摘されていました。そして、監査資料の分析から、ケースワーカーの経験年数の低さについても指摘されました。

次に、全国各地で実施されている「生活保護のしおり」の分析について、舟木浩さん(反貧困ネットワーク京都事務局長)に報告して頂きました。しおりの分析は、『ジャンパー事件』を契機として、生活保護問題対策全国会議がチェックシートを作成し、全国各地に呼びかけたそうです。京都では、反貧困ネットワーク京都の取り組みとして、京都府を含む9ヶ所の自治体のしおりを分析し、その結果をマスコミに公表して報道に結びつけながら、行政に要望書を提出したそうです。この取り組みに呼応して、京都新聞の記者が独自に滋賀県のしおりを収集・分析を開始するなどの影響を与えたそうです。そして、しおりの問題は、福祉事務所の助言教示義務が法律に定められていない現状で、生活保護利用者の権利が権利として生きてくるために重要であると指摘されました。

その後、川崎航史郎さん(三重短期大学准教授)から、国民健康保険一部負担金減免却下処分取消処分訴訟を報告して頂きました。札幌市の国保に加入する

原告Aさんは、平成26年3月に入院し

て狭心症の手術を受け、同年6月に勤務先を退職し、その後、雇用保険給付を同年7月から11月まで受けたそうです。

同年12月と翌年1月に医療費の支払いが見込まれるため、12月25日に当該医療費の一部負担金の減免申請を行ったところ、区長が減免等の対象期間を「失業した月の初日から6ヶ月以内」とする札幌市の実施要綱を根拠に申請を却下したため、Aさんが提訴に至ったことでした。地裁は、「要綱の規定は著しく不合理とはいえず、要綱に基づく本件措置は被告の裁量権の範囲内にある」と判断し、Aさんが敗訴したそうです。

これに対し、高裁は、「国民健康保険制度の社会保障の性質を考慮すれば、当該被保険者に係る個別の事情を考慮せず、一定の期間の経過という事実のみをもって上記一時性を判断するのは相当ではない」「法は・・・被保険者に生じた個別のな事情を総合的に考慮するよう命じている」としたうえで、市がAさんに生活保護を申請するように勧めたとかAさんがこれを合理的理由もなく断つたといった事情がうかがわれないことも指摘し、Aさんを勝訴させたそうです。川崎さんは、この訴訟を手掛かりに、国保運営担当者と生活保護の連携や、生活保護を意識した取り組みが必要ではないかと指摘されました。

弁護士 間 光洋

第1 事案の概要

本件裁判は、男性Xさんが、肝細胞がんを発症したことをきっかけとして暴力団を脱退し、平成26年5月、静岡市駿河区福祉事務所(以下、「福祉事務所」という)に生活保護を申請したところ(以下、「本件申請」という)、申請時においても暴力団員と認められるとの理由で同所長が本件申請を却下したため、静岡市を被告として、本件申請の却下決定処分(以下、「本件処分」という)の取消しと国家賠償を求めて、平成27年6月、静岡地方裁判所に提訴した事案である。

第2 本件処分の不当性

平成18年3月30日付け「暴力団員に対する生活保護の適用について(通知)」(社援保発第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下、「本件通知」という)は、「暴力団員に対しては、保護の要件を満たさないものとして、・・・申請を却下する。」と通知している。

Xさんは、組から脱退を承認され、脱届出承認書を県警本部に提出したにもかかわらず、警察内部での暴力団員としての登録が抹消されていなかった。福祉事務所はほぼこの警察情報のみをもつて、Xさんを現役の暴力団員と形式的に認定した。

警察内部での暴力団員としての登録は、一般的に、脱届出承認書等が提出されても、警察内部の長期間の行動調査等による裏付けが得られた後に取り消されることとなるため、登録の抹消に通常5年程度かかる。

福祉事務所は、生活保護申請のあったまさにその時点において申請者が暴力団員であるかどうかを判断しなければならぬ。もつぱら警察からの情報に依拠

することは、誤った判断を招くことが十分想定され、不当である。

無差別平等原則(生活保護法2条)からすれば、福祉事務所における調査の結果、警察情報以外に暴力団員として認めるに足る具体的な事実がなければ、いったんは生活保護の受給を認めるべきである。その上で、警察が申請者を暴力団員の認定から除外していない場合、処分行政庁は、警察と連携しながら改めて申請者の脱退の手続を進めればよい。その過程で、申請者が本当に暴力団を脱退していれば、脱退が裏付けられるであろうし、仮に、偽装脱退であれば、そのことも明らかにするはずである。

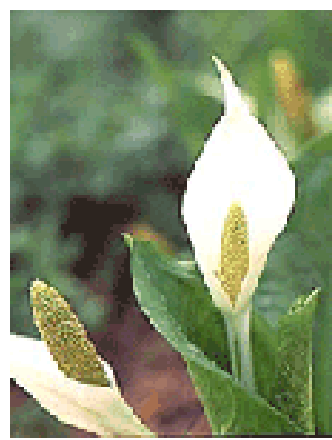
第3 本件判決の認定

本件判決は、Xさんが本件処分当時暴力団員と認められるかについて、詳細な事実認定を行い、Xさんは暴力団を脱退していたと認めるのが相当と判示した。そして、本件処分当時において、Xさんに稼働能力があるといえず、Xさん世帯の当時の収入及び資産によれば、Xさんが、肝細胞がん等の治療を受けながら生活することは極めて困難であったと認め、生活保護法4条1項の要件を満たしており、本件処分を違法として取り消した。妥当な判断と評価できる。

他方で、本件判決は、国家賠償法1条1項にいう違法な行為と評価するためには、処分行政庁が処分を行うに際して、職務上当然に尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と誤った処分をしたと認め得るような事情がなければならぬとし、そのような事情まではないとして、国家賠償請求は認めなかった。本件判決が、本件処分について端的に国家賠償法1条1項にいう違法性を認めなかったことは極めて不当である。ただし、本件判決は、本件処分が適切であったと判断しているわけではない

ことは留意されるべきである。福祉事務所が、主として警察情報に依拠して暴力団員性を判断したことにより、Xさんが暴力団員かどうかの判断を誤ったことは重く受け止められなければならないし、同様の誤りは2度とあってはならない。

なお、本件判決は、原告・被告双方の控訴なく確定した。



各地の闘いの報告

H30.4.26 静岡地判 元組員生活保護申請却下事件報告



第25回生保裁判連総会 兼 交流

2019年10月19日(土) 10:00~ 福島

今年の総会の日時・場所が上記のとおり決まりました。

※また、恒例のプレ集会は、

2019年6月29日(土)午後・コラ

で開催されます。近隣の方はぜひご参加ください!